

「林道技術基準の解説について」（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第 1 章 ～ 第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 土工</p> <p>第 1 節 ～ 第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 盛土</p> <p>3 - 1 (略)</p> <p>3 - 2 盛土の安定</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 特殊盛土</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>盛土が崩壊した場合の影響範囲内に</u>人家、学校、道路等<u>がある</u>盛土</p> <p>(6) (略)</p> <p>5 安定計算</p> <p>(1) <u>盛土の設計に当たっては、安定計算により盛土の安定性を照査することを原則とする。</u></p> <p><u>ただし、特殊盛土に該当しないものであって、既往の実績、経験等や、近隣又は類似の土質条件の施工実績、災害事例等から、安定性が確保できると考えられる仕様で盛土を構築する場合には、安定計算を行わないことができる。</u></p> <p><u>(2) 複数ののり面勾配を用いる場合は、のり面勾配別及び全体について安定計算を行う。</u></p> <p><u>(3) 盛土に擁壁等の構造物を設ける場合は、構造物を含めた盛土の安定計算を行う。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>第 1 章 ～ 第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 土工</p> <p>第 1 節 ～ 第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 盛土</p> <p>3 - 1 (略)</p> <p>3 - 2 盛土の安定</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 特殊盛土</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 人家、学校、道路等<u>に隣接する</u>盛土</p> <p>(6) (略)</p> <p>5 安定計算</p> <p>(1) <u>盛土に適した材料を使い、盛土のり面を標準勾配で施工する場合は、安定計算を行わないことができる。</u></p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

「林道技術基準の解説について」（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 案	現 行												
<p><u>(6)</u> 次のような盛土の安定計算は、<u>間隙</u>水圧を考慮した<u>有効応力法</u>による。</p> <p>① ～ ③ (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>3 - 3 盛土の構造</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>1 のり面勾配</p> <p>(1) のり面勾配は、交通荷重、基礎地盤、盛土材料、気象条件、のり面保護工の有無、種類等の条件に基づく安定計算結果、隣接物件の有無、近隣の盛土のり面勾配の実態等によって決定する。</p> <p><u>(2) 路体を構成する盛土であって、</u>森林法等法令による特段の規定がなく、かつ、交通荷重、基礎地盤、盛土材料等の条件から<u>安全性に問題がないと</u>判断される場合には、次によることができる。</p> <p>① 1 : 1.5 を標準とする。</p> <p>② のり尻付近における基礎地盤の傾斜がおおむね次の値より急な場合であって、盛土高が<u>安定性が保たれる高さ</u>以下の場合に限り、1 : 1.2 とすることができる。ただし、必要に応じてのり面保護工等を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="510 1465 1240 1543"> <tr> <td>盛土材料</td> <td>礫交じり土</td> <td>その他土</td> </tr> <tr> <td>基礎地盤の傾斜(割)</td> <td>3.0</td> <td>2.0</td> </tr> </table> <p><u>(3)</u> 地形その他の条件から、のり面勾配を 1 : 1.2 より急勾配にする必要がある場合は、のり面保護工や土留工等の構造物の設置を含めて盛土の<u>安定性を保つこととする。</u></p> <p><u>(4)</u> 1 断面におけるのり面勾配は、可能な限り単一の勾配とするが、複数ののり面勾配を用いる場合は、のり尻側を緩勾配とし、のり面勾配別及び全体について<u>安定性を保つこととする。</u></p>	盛土材料	礫交じり土	その他土	基礎地盤の傾斜(割)	3.0	2.0	<p><u>(4)</u> 次のような盛土の安定計算は、<u>間隔</u>水圧を考慮した<u>有効力法</u>による。</p> <p>① ～ ③ (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>3 - 3 盛土の構造</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>1 のり面勾配</p> <p>(1) のり面勾配は、交通荷重、基礎地盤、盛土材料、気象条件、のり面保護工の有無、種類等の条件に基づく安定計算結果、隣接物件の有無、近隣の盛土のり面勾配の実態等によって決定する<u>が、</u>森林法等法令による特段の規定がなく、かつ、交通荷重、基礎地盤、盛土材料等の条件から<u>特別に安定計算を行う必要がないと</u>判断される場合には、次によることができる。</p> <p>① 1 : 1.5 を標準とする。</p> <p>② のり尻付近における基礎地盤の傾斜がおおむね次の値より急な場合であって、盛土高が <u>10m 程度</u>以下の場合に限り、1 : 1.2 とすることができる。ただし、必要に応じてのり面保護工等を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="1762 1465 2493 1543"> <tr> <td>盛土材料</td> <td>礫交じり土</td> <td>その他土</td> </tr> <tr> <td>基礎地盤の傾斜(割)</td> <td>3.0</td> <td>2.0</td> </tr> </table> <p><u>(2)</u> 地形その他の条件から、のり面勾配を 1 : 1.2 より急勾配にする必要がある場合は、のり面保護工や土留工等の構造物の設置を含めて盛土の<u>安定計算を行う。</u></p> <p><u>(3)</u> 1 断面におけるのり面勾配は、可能な限り単一の勾配とするが、複数ののり面勾配を用いる場合は、のり尻側を緩勾配とし、<u>必要に応じて</u>のり面勾配別及び全体について<u>安定計算等による検討を行う。</u></p>	盛土材料	礫交じり土	その他土	基礎地盤の傾斜(割)	3.0	2.0
盛土材料	礫交じり土	その他土											
基礎地盤の傾斜(割)	3.0	2.0											
盛土材料	礫交じり土	その他土											
基礎地盤の傾斜(割)	3.0	2.0											

「林道技術基準の解説について」（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>2 ～ 3 (略)</p> <p>3 - 4 (略)</p> <p>第 4 節 ～ 第 6 節 (略)</p> <p>第 5 章 ～ 第 13 章 (略)</p>	<p>2 ～ 3 (略)</p> <p>3 - 4 (略)</p> <p>第 4 節 ～ 第 6 節 (略)</p> <p>第 5 章 ～ 第 13 章 (略)</p>

附 則

この通知は令和 6 年 3 月 29 日から適用する